

大和郡山市建設工事仕様書

1 工 事 名	舗装本復旧工事城の台町（第1工区）
2 工 事 場 所	大和郡山市 城の台町 地内
3 工 事 期 間	着手の日から令和6年8月7日まで
4 工 事 概 要	舗装打換工（再生密粒度As） A=2,142㎡ 舗装打換工（再生改質Ⅱ型As） A= 214㎡ 区画線工 1式
5 事業担当課	上下水道部 工務課
6 契 約 日	落札の日の通知を受けた日を含み5日以内（市役所の業務の休みの日を除く。）
7 契 約 保 証	請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、設計金額が5,000万円未満で大和郡山市契約規則第22条第3号に該当する場合は免除する。
8 支 払 事 項	前 払 金 請負金額が300万円以上の場合は請求が可能である。 ただし、前払金として請負金額の40%、中間前払金として 請負金額の20%を限度とする。 部分出来高払 請求できない。 完了払金 工事完成検査合格後、請求のあった日から40日以内に 支払うものとする。
9 質 問 事 項	質問書提出日時 令和6年5月7日午前9時から正午まで 質問方法 指定の質問書（ホームページ→しごと・産業→入札・契約→ 建設工事・コンサルタント業務等→入札関係書類（工事）】 からダウンロードできます。）により事業担当課へ持参する こと。 提出先 上下水道部工務課 質問回答日 令和6年5月9日13時から開札前日まで 質問回答場所 ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コン サルタント業務等→建設工事・建設工事等に係る業務委託等 入札のお知らせ（質問・回答を掲載しました）にて閲覧でき ます。 そ の 他 質問がない場合は、質問書の提出は必要ありません。 また、質問・回答がない場合は、ホームページへの掲載は ありません。

特記仕様書

第1条 本工事の施工にあたっては、奈良県県土マネジメント部(技術管理課ホームページ参照)の「土木工事共通仕様書[最新版]」(以下共通仕様書)、「土木工事施工管理基準[最新版]」、「土木請負工事必携[最新版]」によるものとする。

第2条 各共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第3条 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

第1章 総 則

1. 設計図書の照査

本工事の施工にあたっては、事前に設計図書の照査を行うものとし、照査の事実を施工計画書、または工事打合せ簿等より報告すること。

2. 工事の着手

本工事については、契約後速やかに着手すること。ただし、現場着工については、関係者との協議が必要なため、監督職員の指示を待つこと。

3. 施工計画書の提出

施工計画書については、設計図書の内容及び現場条件を反映させ、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督職員に提出しなければならない。

4. 施工体制について(建設業法・入札契約適正化法)

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

また、施工体系図を作成し、工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げるとともにその写しを発注者に提出しなければならない。

尚、工事の進行によって下請業者の変更があった場合は、すみやかに施工体制図等を変更し、その写しを発注者に提出しなければならない。

5. 建設副産物

(1) 本工事の施工により発生する建設副産物の受入場所(施設)については、別紙のとおりとする。

(2) 本工事の積算上の条件明示は下記のとおりであるが、受入場所(施設)を指定するものではない。

なお、設計変更については請負者の責によるものでないやむを得ない理由による場合を対象とし、監督職員と協議し変更するものとする。

請負者の責によるものでないやむを得ない理由とは、以下の①～⑤である。

- ① 受入施設の受入可能量の超過、施設の故障等、受入側の事情により受入が不可能となった場合。
- ② 受入場所（施設）までの運搬経路に支障が生じ運搬が不可能となった場合、もしくは迂回経路の運搬距離が著しく延びる場合。
- ③ 発生した建設副産物の形状等が、受入条件と一致することが困難になった場合。
- ④ 受入施設の不適正な行為を行政機関等が確認した場合。
- ⑤ 受入施設が廃棄物処理法に基づく許可の失効、もしくは行政処分を受けた場合。

なお、請負者の都合による受入場所（施設）の変更は、監督職員と協議の上、公的な受入施設、奈良県県土マネジメント部が産業廃棄物処理業者及び建設発生土受入業者として登録している県内の民間受入施設並びに各関係法令を遵守した奈良県内外の受入施設とし、設計金額の変更は減額となる場合のみを対象とする。

○積算上の条件明示

建設副産物	受入場所（施設）	片道 運搬距離	受入期間 及び受入時間	その他 受入条件
アスファルト塊	(株) 梶本建材	10.0km	8:00~17:00 (夜間、休日不可)	中間 (破碎) 最大粒径 30×30×30cm

(3) 建設工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等 (3) 再資源化等をする施設の名称及び所在地」については、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、積算上の条件明示と別の方法であった場合でも、上記 (2) ①~⑤によらない場合は設計変更の対象としない。

(4) 産業廃棄物の搬出にあたっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員又は検査職員に提示しなければならない。また、産業廃棄物受入施設が発行する受入時の計量伝票の写しを監督職員に提出するとともに、監督職員又は検査職員より請求があった場合には直ちに原本を提示すること。

なお、特別管理産業廃棄物（アスベスト等）については、受入時の計量伝票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し（D・E票）を提出すること。

(5) 建設発生土及び産業廃棄物の処分について、工事請負契約締結後にあつては再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を、工事竣工後は再生資源利用〔促進〕（計画・実施）書を所定の様式に基づいて作成し、提出するものとする。

また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により対象工事の請負者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した旨を、発注者に書面にて報告すること。

(6) 工所用残土・殻捨場は、民間の指定処分地（別紙建設発生土処理業者一覧・産業廃棄物処理業者一覧 内での指定）であるが、運搬距離並びに経路については、事前に監督職員と協議し運搬計画を作成し施工計画書に含め提出しなければならない。

(7) 再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書の提出様式については、奈良県技術管理課ホームページ又は国土交通省ホームページからダウンロードし使用すること。なお、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を利用した場合も、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を紙媒体で提出すること。また、請負者は、法令等に基づき、再生資源利用計画書および再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

6. 事故報告について

請負業者は、工事施工中に工事事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、市指定の事故報告書を作成し、提出しなければならない。

7. 交通安全管理

(1) 交通誘導警備員の配置について

- ① 交通誘導警備員は「警備業法（昭和47年7月5日法律第117号 一部改正：平成17年7月26日法律第87号）」第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。
- ② 交通誘導警備員については、下表のとおりとする。工事の実工程等による交通誘導警備員の増減は、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、発注者と所轄警察署との協議結果により、交通誘導警備員編成が変わる場合は、設計変更の対象とする。
- ③ 工事内容に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員	編 成	昼夜別	交代要員の有無	備 考
市道部	4名/日	交通誘導警備員B	昼間	無	
里道部	3名/日	交通誘導警備員B	昼間	無	

交通誘導警備員B：警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員以外の交通の誘導に従事するもの

(2) 「ダンプトラック等による過積載等の防止について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

9. 各種保険及び退職金制度について

(1) 請負者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

なお、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内に、発注者に提出しなければならない。

また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」（シール）を現場に掲示し、この制度に対する下請の事業主と労働者の意識の向上を図ること。

第2章 材 料

1. 資材等の県産品利用促進

請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めること。

奈良県産品とは次の①から②に示すものとする。

- ① 県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品
- ② 奈良県リサイクル認定製品

2. 材料に関する指示事項

(1) 再生材の使用について

イ. 本工事の施工において使用する再生材（再生CR，再生粒度調整砕石，再生アスファルト）については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から20kmの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。

ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。

ロ. 上記イ.に記載しない再生材の使用にあたっては、奈良県産品の使用をより一層努めること。

ハ. 再生材の使用にあたっては、「再生材の使用に関する取り扱いについて」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

ニ. 再生材の使用にあたっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。

現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。

第3章 施 工

1. 施工時間及び施工時間の変更

施工時間は午前9時から午後5時とするが、関係機関等との調整の結果、作業時間帯に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工事施工時間（通行止め時間）は、午前9時から午後5時を厳守し、現況の道路が舗装されている場合は、必ず当日の施工時間内に道路を開放すること。

2. 工法変更への対応

- (1) 工事の施工において、湧水・その他障害のため、通常の工法では初期の目的を達することが出来ない箇所については工法及び対策を監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- (2) 工事中における民政安定上または関係機関と協議の結果、新たな作業及び構造の変更が生じた場合は、必要に応じ監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

3. 道路上の明示ピンについて

道路上に設置されている明示ピン及び基準点等については支障のある際は事前に測量をし、施工後には復旧すること。

第4章 補足事項

1. 現場代理人等について

「建設工事及び建設工事に伴う委託業務（植栽維持管理業務含）に係る現場代理人等について」（入札検査課カウンターにて閲覧及び大和郡山市ホームページ→しごと・産業→入札・契約→建設工事・コンサルタント業務等→基準関連）を参照。

2. 下請人の市内建設業者の優先選定

請負者は、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を大和郡山市内に本店を有するものの中から選定するよう努めること。

3. コリنز(CORINS) への登録

最新の「奈良県土木工事共通仕様書(案)」のとおり。

第5章 その他

1. 工事用電力施設に関する指示事項

本工事に必要な受電設備および現場内配線は、事前に監督職員と協議するものとし、変更する場合も同様とする。

2. 一般事項

(1) 住民対策

- イ. 公共事業とはいえ通行者や沿道の住民に、迷惑をかけながら施工（営利活動）をしているという意識を請負人は、代表者以下、作業員に至るまで十分に徹底すること。
- ロ. 地元との意志の疎通をはかり、苦情、トラブル等の解消に努め問題が起これば、速やかに監督職員に報告のうえ、請負人が責任を持って対処すること。
- ハ. 第三者に理解できるよう予告、工事、交通規制等の看板・標識を設置すること。
- ニ. 現場代理人・主任技術者は、ネーム入り制服・ヘルメット・腕章等作業員と区別できるものを着用し、工事内容を十分理解して住民からの質問には、的確に説明すること。

- ホ. 作業の内容・時期・時間等は、監督職員と打ち合わせどおりとし、変更のある場合は、監督職員との了解だけでなく地元とも協議をすること。
- ヘ. トラブルや苦情には誠実に対応し、明らかに因果関係のない場合を除き迅速に対処すること。
- ト. 工事区間内や運搬経路の路面は、良好に保つために巡回し、転倒・泥はね・ほこり等の苦情のないようにすること。特に雨天時は注意すること。
- チ. 道路横断管・家庭排水管等の露出があった場合は、注意して施工すること。またその排水管に損傷を与えた場合は、部分的な補修ではなく全面的に入れ替えること。
- リ. 舗装復旧については、路面工作物とのなじみに留意し、縦横断勾配を確保して水のたまらないように平滑に仕上げること。
- ヌ. 個人の水道・電気・土地等の無断使用は絶対しないこと。
- ル. 交通誘導員についても前述の主旨をわきまえ、通行者を優しく丁寧に誘導・指示させること。
- ヲ. 苦情・事故・要望・対処等の事実は、監督職員にその都度詳細に報告書にして提出し協議すること。
- ワ. 作業過程で個人敷地内に立ち入る場合は、敷地内の住民等に声を掛け了解を得ること。無断進入は絶対にしないこと。
- カ. 工事の影響が直接及ぶ家屋（一時的に断水する場合、家屋の前を掘削する場合等）に対しては、事前に一軒ずつ説明に伺い、理解と協力を得るよう努めること。

(2) 工事による地元営業店の支障、地元行事、し尿、ゴミ収集、緊急時の対策は十分検討し考慮しておかねばならない。

(3) 請負人は、指定の期日までに各書類、図面、写真等の資料・報告書を、市指定の方法にまとめて提出しなければならない。

なお、工事記録写真については、土砂運搬、建設副産物・産業廃棄物（各品目）の積込・処分地状況も添付すること。

令和5年11月1日以降 産業廃棄物処理業者一覧

番号	会社名等	処分場所在地	区分(種類)	取扱いの許可を受けた品目(○を付したものを)																						
				工作物除去に伴って生じた不要物					木くず						建設汚泥				その他							
				アスファルト塊・コンクリート塊					木系廃材										プラ	ゴム	金属	ガラス	繊維クズ	陶磁器クズ	石膏ボード	
				Asクズ	As塊	Co有筋	Co無筋	Co二製	角材・ 板材	柱材	合板・ ベニヤ	化粧板・ パーティクル ボード	(枝葉)	(幹)	(根)	(固化物)	(脱水ケーキ)	(軟弱土)								(泥水)
60	(株)みやこ建材	大和郡山市九条町29-3の一部他2筆	中間						○	○	○	○	○	○	○					○	○			○		
61	栄和建设(株)	葛城市中戸39番地	中間											○	○	○										
62	日章金属興業有限会社	葛城市兵家171-1,171-7,152-7,152-12,166-3,1566	中間																	○		○	○			
63	積水化成工業(株)	天理市森本町670番地1外32筆	中間																							
64	(株)NANBU	大和郡山市長安寺町276-2	中間																	○	○	○	○	○		
		産業廃棄物の発生現場での処理に限る(車輛搭載型溶融施設・移動式溶融機)	中間																							
65	株米澤開発	奈良市柴屋町66番地1の一部、67番地5の一部	中間																	○		○				
66	株式会社井戸本	御所市大字室221番地の一部他	中間																	○		○	○			
67	株ヒカリワールド	五條市住川町1309番地	中間																	○	○					
68	(株)奈良リサイクル	御所市大字池之内528番1	中間																	○						
70	株式会社ディシー	葛城市新村123番地1、127番地1	中間	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○
71	関西化学工業(株)	北葛城郡上牧町中筋出作158番6	中間																	○		○				
72	関西メタルワーク(株)	生駒市小平尾町1490-1外3筆	中間																			○	○			
74	仲商店(株)	事務所所在地(移動式)	中間																	○						
75	株式会社トロワピリエ	大和郡山市小泉町2512番1	中間																							
76	(有)ヨシモトゴム商会	御所市東松本243他	中間																	○	○					
78	(株)ナカミチ建機サービス	三重県南牟婁郡紀宝町神内1243-3・5	中間	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
81	(有)丸昇石材	三重県尾鷲市小脇町字水谷1-1	中間	☆	☆	☆	☆	☆																		
84	木下建設(株)	和歌山県新宮市南檜杖大字大谷247・字筆ヶ谷599番地他	中間	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆				☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
86	(有)南クレーン	和歌山県新宮市南檜杖字奥平野241-1	中間	☆	☆	☆	☆	☆										☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
87	(株)共栄建設工業	和歌山県田辺市龍神村甲斐ノ川1134-1	中間	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
94	株章南	御所市大字元町137番地の21	中間						○	○	○	○	○	○	○					○		○	○	○	○	○
98	(株)中家建設	吉野郡下市町原谷261-1	中間												○	○	○									
99	奈良マテリアル(株)	御所市大字城山台90-20	中間															○	○	○				○		
100	(株)大和化銀	宇陀市室生向瀬2249-137	中間																							
101	(株)JUNコーポレーション	橿原市東竹田町169	中間						○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○		
102	(株)丸山土木	御所市大字小林258-5	中間	○	○	○	○	○										○	○	○	○		○			
103	日本資環(株)	五條市西吉野町夜中391-2	中間	○	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○	○
104	野村興産(株)	宇陀市菟田野大澤55	中間																				○			
105	福源商事(株)	五條市出屋敷町186番地56の一部他	中間																							
106	一林産株式会社	奈良市蘭生町445番地	中間											○	○	○										
107	川口建設(株)	和歌山県田辺市龍神村小家字釜崎972-39、40	中間						☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆											
108	(株)伊賀林業	三重県伊賀市大内514番地の1	中間						☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆											
109	サクラモト	奈良県御所市大字三室610番地の1	中間																	○	○		○	○	○	○

令和5年11月1日以降 産業廃棄物処理業者一覧

番号	会社名等	処分場所在地	区分(種類)	取扱いの許可を受けた品目(○を付したものを)																					
				工物物除去に伴って生じた不要物					木くず						建設汚泥				その他						
				アスファルト塊・コンクリート塊					木系廃材						剪定・伐採木				プラ	ゴム	金属	ガラス	繊維クズ	陶磁器クズ	石膏ボード
				Asクズ	As塊	Co有筋	Co無筋	Co二製	角材・ 板材	柱材	合板・ ベニヤ	化粧板・ ハニカル ボード	(枝葉)	(幹)	(根)	(固化物)	(脱水ケーキ)	(軟弱土)							

最終処分場(88~96)																										
88	(株)南都興産	御所市重阪329番地他 (夜間は昼間受入価格の20%増 ・休日は昼間受入価格の50%増)	最終(管理)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
90	(株)正光	御所市戸毛1082-1外3筆	最終(安定)																		○	○	○	○	○	○
91	奈良県合同砕石(株)	吉野町津風呂183-1,184番地	最終(安定)		○	○	○	○	○												○	○	○	○		
92	(株)丸山土木	御所市大字小林561外18筆	最終(安定)		○	○	○	○	○												○	○	○	○		
93	(有)馬本賢商店	平群町大字福貴711番1外6筆	最終(安定)		○	○	○	○	○																	
96	日本資環(株)	五條市西吉野町夜中391番地の2	最終(安定)		○	○	○	○	○												○	○	○	○	○	○

・Asクズ:アスファルト切削くず As塊:アスファルト掘削塊 Co有筋:コンクリート塊(有筋) Co無筋:コンクリート塊(無筋) Co二製:コンクリート二次製品(有筋)(As塊・Co塊・Co二製は30cm角以下を標準とした受入価格。30cm角以上となる場合は、別途見積もりを徴収すること。)

木くず:建設発生木材(角材)、剪定・伐採木(枝葉、幹、根) プラ:廃プラスチック類(発泡スチロール、廃合成建材等) ゴム:天然のゴムくず 金属:鉄くず、トタンくず等

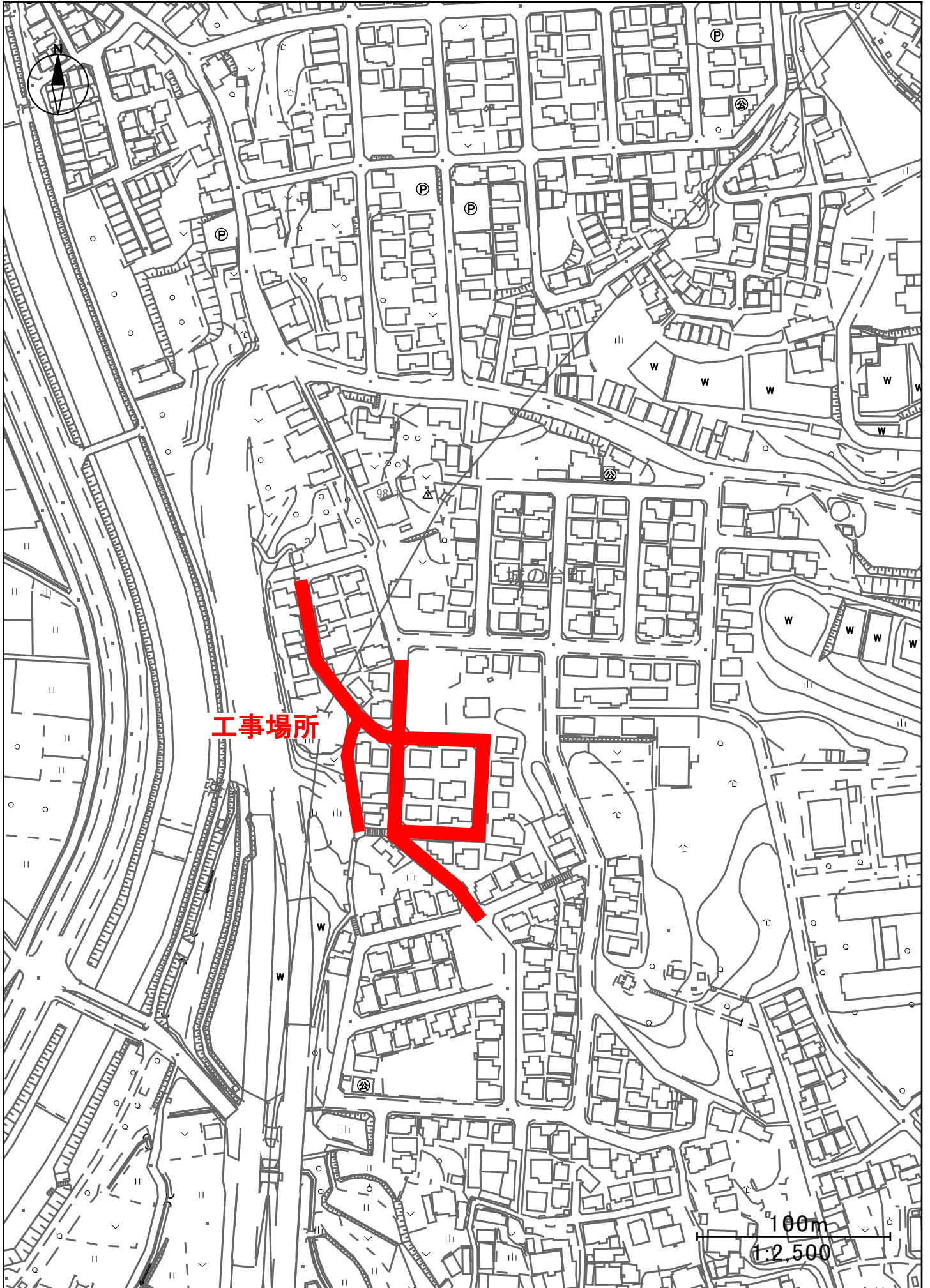
・受入価格は発生した副産物の状態により、価格が変動する場合がありますので事前に確認すること。

・単価表で○印の付いている箇所の単価については、取扱許可品目をさせていただきます。

・三重県、和歌山県内の処分場(単価表で☆印の付いている箇所)の単価については、奈良県技術管理課に問い合わせること。

*上記の処理業者は令和5年8月末現在、奈良県又は奈良市(一部三重県、和歌山県の許可業者を含む。)の産業廃棄物処分量の許可を受けた業者(「工物物の除去に伴って生じた不要物」、又は「木くず」、又は「汚泥」を取り扱う業者で、上表のいずれかの品目を取り扱っている業者)です。

位置図



		工事NO. 第 号	令和6年4月	
課 長	課長補佐	係長	検算	設計
工 事 設 計 書				
工 事 場 所	大和郡山市城の台町 地内			
工 事 名	舗装本復旧工事城の台町（第1工区）			
工 事 費	設 計 円也			
うち消費税及び 地方消費税相当額	設 計 円也			

本 工 事 内 訳 書

工事区分	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
本工事費								場所区分:一般交通影響有り(2)
		舗装本復旧工事	市道部	式	1			A- 1号内訳書
		舗装本復旧工事	里道部	式	1			A- 2号内訳書
		安全費		式	1			A- 3号内訳書
	直接工事費計							
	共通仮設費計							
		共通仮設費		式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
工事原価								
		一般管理費		式	1			
工事価格								
消費税相当額								

間 接 工 事 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	舗装工事	工事日数(内冬日数)	1日/1日	共通仮設費対象外額	
場所区分	一般交通影響有り(2)	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	35%超え	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	補正なし	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算 出 基 礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

共通仮設費 = 対象額 × 率
 = × %
 =

対象額 = 直接工事費 + 支給品費 + 事業損失防止施設費 - 共通仮設費対象外額 - 支給共仮費対象外額 + 準備費処分費 - 処分除外費
 = + + - - + -
 =

率 = 対象額による率 × 地域補正係数
 = % ×
 = % × → ∴ %

対象額による率 = %

現場管理費 = 対象額 × 率
 = × %
 =

対象額 = 直接工事費 + 共通仮設費 + 支給品費 + 支給品費(現) - 現場管理費対象外額 - 支給現場費対象外額 - 処分除外費
 = + + + - - -
 =

率 = 対象額による率 × 地域補正係数
 = % ×
 = % × → ∴ %

対象額による率 = %

間 接 工 事 明 細 書

算 出 基 礎

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} - \text{調整額} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{前払補正} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \quad \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

B- 1号

車道 1式当たり明細書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
舗装版切断	アスファルト舗装版、15cm以下	m	37			施工P-01
	舗装版種別:アスファルト舗装版 アスファルト舗装版厚:15cm以下					
舗装版のみの打換工 (バックホ直接掘削積込), 1000㎡以上	As1層目(DC=5cm)、補足材t=3cm	㎡	1,830			C- 1号単価表
舗装版のみの打換工 (バックホ直接掘削積込), 1000㎡以上	As1層目(DC=5cm)、補足材なし	㎡	312			C- 2号単価表
As殻処分工	10 t	m3	110			C- 3号単価表
区画線工 熔融式(手動) 昼間 豪雪補正無	矢印・記号・文字・黄15cm換算 制約無,排水性舗装でない,供用区	m	2			C- 4号単価表
区画線工 熔融式(手動) 昼間 豪雪補正無	矢印・記号・文字・白15cm換算 制約無,排水性舗装でない,供用区	m	7			C- 5号単価表
区画線工 熔融式(手動) 昼間 豪雪補正無	破線 15cm 制約無,排水性舗装でない,供用区間	m	6			C- 6号単価表
区画線工 熔融式(手動) 昼間 豪雪補正無	破線 30cm 制約無,排水性舗装でない,供用区間	m	13			C- 7号単価表
計						

B- 1号明細書(施工P-01)

積算単位:m

標準単価:

舗装版切断/アスファルト舗装版、15cm以下

舗装版種別:アスファルト舗装版、アスファルト舗装版厚:15cm以下

名 称 / 規 格		単 位	構 成 比	単 価 (東京)	単 価	摘 要
機械	K		6.29			
	K 1	コンクリートカッタ バキューム式 湿式	供/日	4.25		
	K 2					
	K 3					
	K 4					
	K 5					
労務	R		54.24			
	R 1	特殊作業員	人	18.90		
	R 2	土木一般世話役	人	9.56		
	R 3	普通作業員	人	8.20		
	R 4					
	R 5					
材料	Z		39.47			
	Z 1	コンクリートカッタ(プレート) / 径22インチ	枚	36.63		
	Z 2	ガソリン/レギュラー	L	1.92		
	Z 3					
	Z 4					
	Z 5					
市場	S					

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{4.25}{100} \times \frac{6.29}{4.25} \right) \right. \\
 & + \left(\frac{18.90}{100} \times \frac{18.90}{18.90+9.56+8.20} + \frac{9.56}{100} \times \frac{9.56}{18.90+9.56+8.20} + \frac{8.20}{100} \times \frac{8.20}{18.90+9.56+8.20} \right) \\
 & + \left(\frac{36.63}{100} \times \frac{36.63}{36.63+1.92} + \frac{1.92}{100} \times \frac{1.92}{36.63+1.92} \right) \\
 & \left. + \frac{100-6.29-54.24-39.47}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

C- 1号

舗装版のみの打換工 (バックホ直接掘削積込) 100m²当たり単価表

As1層目(DC=5cm)、補足材t=3cm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
再生クラッシャーラン	RC-40	m ³	3.81			
アスファルト合材	再生密粒度アスコン(20)	t	12.573			
バックホ運転費(舗装版打換用)	クローラ型 標準型・超低騒音型排	日	0.769			F- 1号運転費
小型バックホ(クローラ型)運転費(舗装版打換用)	標準型・超低騒音型	日	0.261			F- 2号運転費
タイヤローラ運転費(舗装版打換用)	普通型・低騒音型排出ガス対策型	日	0.245			F- 3号運転費
振動ローラ運転費(舗装用)(舗装版打換用)	搭乗・コンバインド式・低騒音型 排出ガス対	日	0.25			F- 4号運転費
アスファルトフィニッシャー運転費(舗装版打換用)	ホイール型 排出ガス対策型	hr	0.6			F- 5号運転費
諸雑費		式	1			
計						
1 m ² 当たり						

C- 2号

舗装版のみの打換工（ハックホ直接掘削積込 100m²当たり単価表

As1層目(DC=5cm)、補足材なし

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
アスファルト合材	再生密粒度アスコン(20)	t	12.573			
ハックホ運転費(舗装版打換用)	クローラ型 標準型・超低騒音型排	日	0.769			F- 1号運転費
小型ハックホ(クローラ型)運転費(舗装版打換用)	標準型・超低騒音型	日	0.261			F- 2号運転費
タイヤローラ運転費(舗装版打換用)	普通型・低騒音型排出ガス対策型	日	0.245			F- 3号運転費
振動ローラ運転費(舗装用)(舗装版打換用)	搭乗・コンバインド式・低騒音型 排出ガス対	日	0.25			F- 4号運転費
アスファルトフィニッシャ運転費(舗装版打換用)	ホイール型 排出ガス対策型	hr	0.6			F- 5号運転費
諸雑費		式	1			
計						
1 m ² 当たり						

C- 3号単価表(施工P-01)

積算単位:m3

標準単価:

殻運搬/舗装版破碎、機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下)、無し、11

殻発生作業:舗装版破碎、積込工法区分:機械積込(騒音対策不要、舗装版厚15cm以下)、DID区間の有無:無し、運搬距離:11.5km以下

名 称 / 規 格	単 位	構 成 比	単 価 (東京)	単 価	摘 要
機械K		45.57			
K 1 ダンプトラック オンロード・ディーゼル	供/日	45.57			
K 2					
K 3					
K 4					
K 5					
労務R		37.51			
R 1 運転手(一般)	人	37.51			
R 2					
R 3					
R 4					
R 5					
材料Z		16.92			
Z 1 軽油/1.2号	L	16.92			
Z 2					
Z 3					
Z 4					
Z 5					
市場S					

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{45.57}{100} \times \frac{45.57}{45.57} \right) \times \frac{45.57}{45.57} \right. \\
 & + \left(\frac{37.51}{100} \times \frac{37.51}{37.51} \right) \times \frac{37.51}{37.51} \\
 & + \left(\frac{16.92}{100} \times \frac{16.92}{16.92} \right) \times \frac{16.92}{16.92} \\
 & \left. + \frac{100-45.57-37.51-16.92}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

C- 4号

区画線工 溶融式(手動) 昼間 豪雪補正無 1,000m当たり単価表

矢印・記号・文字・黄15cm換算 制約無,排水性舗装でない,供用区間

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
区画線工 昼間 除豪雪地	溶融式(手動)矢印記号文字15cm換算 制約無	m	1,200			
トラフィックペイント 溶融型	3種1号 ビーズ 15~18 黄 鉛・フリー	kg	684			
ガラスビーズ	0.106~0.850mm	kg	30			
接着用プライマー	区画線用	kg	30			
軽油	1.2号	L	132			
諸雑費		式	1			
計						
1 m当たり						

C- 5号

区画線工 溶融式(手動) 昼間 豪雪補正無 1,000m当たり単価表

矢印・記号・文字・白15cm換算 制約無,排水性舗装でない,供用区間

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
区画線工 昼間 除豪雪地	溶融式(手動)矢印記号文字15cm換算 制約無	m	1,200			
トラフィックペイント 溶融型	3種1号 ビーズ 15~18 白	kg	684			
ガラスビーズ	0.106~0.850mm	kg	30			
接着用プライマー	区画線用	kg	30			
軽油	1.2号	L	132			
諸雑費		式	1			
計						
1 m当たり						

C- 6号

区画線工 溶融式(手動) 昼間 豪雪補正無 1,000m当たり単価表

破線 15cm 制約無,排水性舗装でない,供用区間

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
区画線工 昼間 除豪雪地	溶融式(手動) 破線 15cm 制約無	m	1,000			
トラフィックペイント 溶融型	3種1号 ビーズ 15~18 白	kg	570			
ガラスビーズ	0.106~0.850mm	kg	25			
接着用プライマー	区画線用	kg	25			
軽油	1.2号	L	49			
諸雑費		式	1			
計						
1 m当たり						

C- 7号

区画線工 溶融式(手動) 昼間 豪雪補正無 1,000m当たり単価表

破線 30cm 制約無,排水性舗装でない,供用区間

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
区画線工 昼間 除豪雪地	溶融式(手動) 破線 30cm 制約無	m	1,000			
トラフィックペイント 溶融型	3種1号 ビーズ 15~18 白	kg	1,130			
ガラスビーズ	0.106~0.850mm	kg	50			
接着用プライマー	区画線用	kg	50			
軽油	1.2号	L	80			
諸雑費		式	1			
計						
1 m当たり						

C- 8号

舗装版のみの打換工（バックホ直接掘削積込 100m²当たり単価表

改質Ⅱ型As（t=5cm）、補足材t=3cm

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
再生クラッシャーラン	RC-40	m ³	3.81			
再生改質Ⅱ型密粒度アスファルト合材(20)	AS量 5～7%(耐流動等)	t	12.573			
バックホ運転費(舗装版打換用)	クローラ型 標準型・超低騒音型排	日	0.769			F- 11号運転費
小型バックホ(クローラ型)運転費(舗装版打換用)	標準型・超低騒音型	日	0.304			F- 2号運転費
タイヤローラ運転費(舗装版打換用)	普通型・低騒音型排出ガス対策型	日	0.327			F- 13号運転費
振動ローラ運転費(舗装用)(舗装版打換用)	搭乗・コンバインド式・低騒音型 排出ガス対	日	0.333			F- 14号運転費
アスファルトフィニッシャー運転費(舗装版打換用)	ホイール型 排出ガス対策型	hr	0.9			F- 5号運転費
諸雑費		式	1			
計						
1 m ² 当たり						

C- 9号

舗装版のみの打換工（ハックホ直接掘削積込） 100m²当たり単価表

改質Ⅱ型As（t=5cm）、補足材なし

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
再生改質Ⅱ型密粒度アスファルト合材(20)	AS量 5～7%(耐流動等)	t	12.573			
ハックホ運転費(舗装版打換用)	クローラ型 標準型・超低騒音型排	日	0.769			F- 11号運転費
小型ハックホ(クローラ型)運転費(舗装版打換用)	標準型・超低騒音型	日	0.304			F- 2号運転費
タイヤロー運転費(舗装版打換用)	普通型・低騒音型排出ガス対策型	日	0.327			F- 13号運転費
振動ロー運転費(舗装用)(舗装版打換用)	搭乗・コンバインド式・低騒音型 排出ガス対	日	0.333			F- 14号運転費
アスファルトフィニッシャ運転費(舗装版打換用)	ホイール型 排出ガス対策型	hr	0.9			F- 5号運転費
諸雑費		式	1			
計						
1 m ² 当たり						

C- 10号単価表(施工P-01)

積算単位:m3

標準単価:

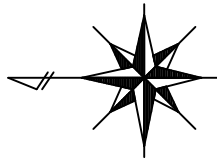
殻運搬/舗装版破碎、機械積込(小規模土工)、無し、12.0km以下

殻発生作業:舗装版破碎、積込工法区分:機械積込(小規模土工)、DID区間の有無:無し、運搬距離:12.0km以下

名 称 / 規 格	単 位	構 成 比	単 価 (東京)	単 価	摘 要
機械K		19.19			
K 1 ダンプトラック オンロード・ディーゼル	供/日	19.19			
K 2					
K 3					
K 4					
K 5					
労務R		71.06			
R 1 運転手(一般)	人	71.06			
R 2					
R 3					
R 4					
R 5					
材料Z		9.75			
Z 1 軽油/1.2号	L	9.75			
Z 2					
Z 3					
Z 4					
Z 5					
市場S					

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{19.19}{100} \times \frac{19.19}{19.19} \right) \times \frac{19.19}{19.19} \right. \\
 & + \left(\frac{71.06}{100} \times \frac{71.06}{71.06} \right) \times \frac{71.06}{71.06} \\
 & + \left(\frac{9.75}{100} \times \frac{9.75}{9.75} \right) \times \frac{9.75}{9.75} \\
 & \left. + \frac{100-19.19-71.06-9.75}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$



区画線平面図

※区画線の設置については、関係機関と協議のうえ設置すること。

交差点標示

公園
消火栓標示

外側線 (W=30cm) N=6

中央線 (W=15cm) N=13

大和中央道

宮雄川

80



